

広島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			7.3E-1	2.8E+1	28.7
64	エトフェンプロックス	4.1E+1	3.3E+1	1.1E+1	2.2E+1	106.1
117	テブコナゾール				2.2E+0	2.2
139	トラロメトリン			1.0E+1	1.7E+0	11.8
140	フェンプロパトリン			4.8E+0		4.8
153	テトラメトリン	4.4E+2	1.8E+1	3.9E+2	8.5E-2	852.3
181	ジクロロベンゼン	9.3E+2	4.9E+2			1,428.9
225	トリクロルホン		1.7E+1			17.0
248	ダイアジノン		1.8E+0			1.8
251	フェニトロチオン		4.5E+2	6.0E+0		455.0
252	フェンチオン	9.7E+0	1.6E+2	9.7E+0		184.0
256	デカン酸				3.2E+0	3.2
350	ペルメトリン	5.5E+1	9.1E+1	3.3E+1	4.6E+1	224.4
405	ほう素化合物		1.8E-1	9.1E+1	1.0E+0	92.6
427	カルバリル			3.5E+2		345.8
428	フェノブカルブ			2.2E+2	1.2E+2	347.0
457	ジクロールボス	2.0E+2	1.6E+3			1,819.8
合 計		1.7E+3	2.9E+3	1.1E+3	2.3E+2	5925.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等